

# 「保険金<sup>が</sup>使える」という 住宅修理サービスでの トラブル<sup>にご</sup>注意!



保険金<sup>が</sup>使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせず、必ず、損害保険会社や損害保険代理店<sup>にご</sup>相談ください。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

トラブル

## 1 うその理由で請求



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

トラブル

## 2 強引な契約



トラブル

## 3 自己負担ゼロを強調

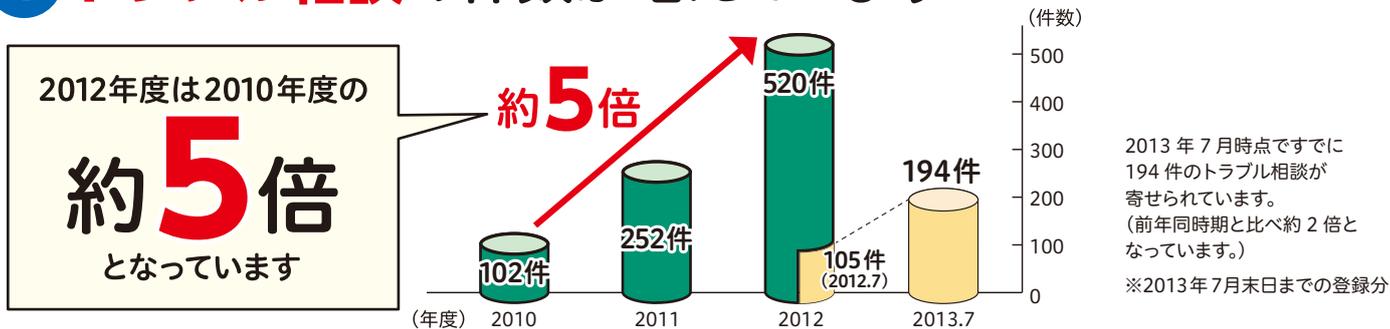


住宅修理やリフォームに関し、「保険金<sup>が</sup>使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前<sup>にご</sup>相談**をお願いいたします。

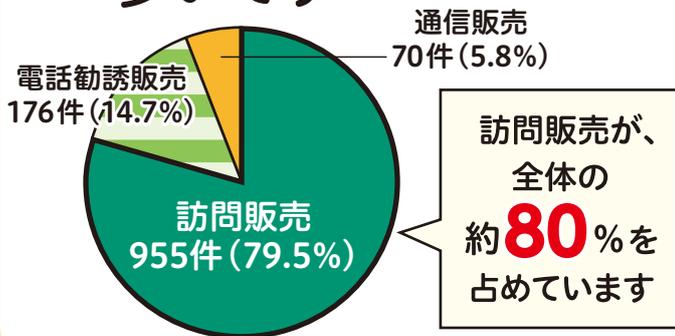
# あなたの **身近** でも **増えて** います

～「保険金使える」という住宅修理トラブルの相談～

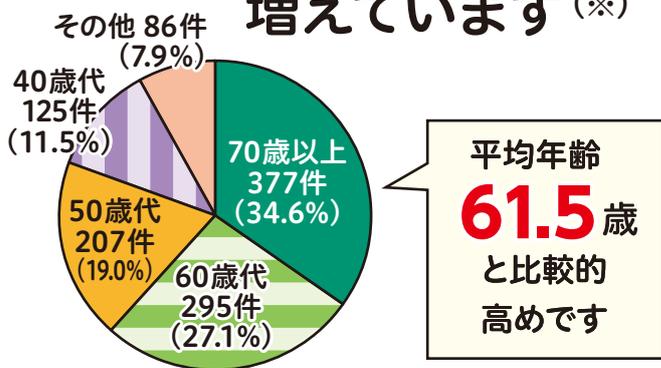
## 1 **トラブル相談**の件数が増えています



## 2 **訪問による勧誘**が多いです(※)



## 3 **高齢者**からの相談が増えています(※)



データ提供：独立行政法人 国民生活センター  
※2007年度から2013年度(7月末日まで)によせられた相談の内訳(不明・無回答除く)

台風、暴風、ひょう、雪災など自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険等で補償されます。しかし、「**保険金使える**」と勧誘する **修理業者**とのあいだで **トラブルが増加**しています。このような勧誘については **必ず契約前に損害保険会社、損害保険代理店へご相談**をお願いいたします。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

訪問販売で **60～70歳代**の方の **トラブルが増えている**のね。



損害保険に関する  
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

**0570-022808**

<全国共通・通話料有料>

※PHS、IP電話からは03-4332-5241へおかけください

受付時間：月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く) 受付時間：午前9時15分～午後5時